

奈良市公報

号外第20号

平成24年10月31日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 下水道事業受益者負担金の平成24年度賦課対象区域… 1
- 予防接種の実施… 1
- 固定資産課税台帳に登録すべき平成24年度の固定資産の価格等の登録… 2
- 徴収事務の委託… 2
- 平成24年度一般廃棄物処理実施計画… 3
- 徴収事務の委託… 10

公営企業

- 収納事務の委託… 10

告示

奈良市告示第192号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成24年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成24年4月1日から2週間、本市建設部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川元庸

賦課対象区域(第1負担区)

雑司町の一部 登大路町の一部 法蓮町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

白毫寺町の一部	南紀寺町二丁目的一部
南京終町三丁目	法華寺町の一部
三条松町の一部	大安寺五丁目的一部
大安寺六丁目的一部	五条二丁目的一部
尼辻南町の一部	尼辻西町の一部
五条西一丁目的一部	五条町の一部
六条二丁目的一部	三条大路四丁目的一部
四条大路三丁目的一部	中山町の一部
秋篠町の一部	秋篠三和町一丁目的一部
敷島町一丁目的一部	敷島町二丁目的一部
菅原町の一部	西大寺本町の一部

西大寺芝町一丁目的一部	宝来四丁目的一部
あやめ池南一丁目的一部	あやめ池南六丁目的一部
あやめ池北一丁目的一部	あやめ池北二丁目的一部
学園大和町六丁目的一部	学園朝日元町一丁目的一部
鶴舞東町の一部	中山町西三丁目的一部
北登美ヶ丘一丁目的一部	富雄元町一丁目的一部
富雄元町三丁目的一部	富雄川西一丁目的一部
藤ノ木台一丁目的一部	鳥見町二丁目的一部
鳥見町三丁目的一部	西千代ヶ丘三丁目的一部
学園中五丁目的一部	帝塚山六丁目的一部
東九条町の一部	西九条町一丁目的一部
西九条町二丁目的一部	西九条町三丁目的一部
出屋敷町の一部	

賦課対象区域(第3負担区)

川上町の一部	般若寺町の一部
奈良阪町の一部	法蓮町の一部
佐紀町の一部	五条町の一部
西ノ京町の一部	七条東町の一部
山陵町の一部	秋篠町の一部
歌姫町の一部	

賦課対象区域(第4負担区)

佐保台二丁目的一部	高畑町の一部
白毫寺町の一部	柏木町の一部
八条五丁目的一部	大安寺二丁目的一部
三松四丁目的一部	古市町の一部
鹿野園町の一部	藤原町の一部
窪之庄町の一部	山町の一部
今市町の一部	二名五丁目的一部

(平成24年4月1日揭示済)

奈良市告示第193号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年4月10日から 平成25年3月31日まで	別紙のとおり
ジフテリア・破傷風			

(二種混合)		
結核(BCG)	生後3月から生後6月に至るまでの間にある者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
麻しん・風しん(MR) 麻しん又は風しん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成24年4月10日から平成25年3月31日まで
日本脳炎	1 生後36月から生後90月に至るまでの間にある者 2 7歳6か月以上で平成7年6月1日以降に生まれた者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成24年7月1日から平成25年3月31日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成24年4月1日揭示済)

奈良市告示第194号

固定資産課税台帳に登録すべき平成24年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により公示します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川元庸

(平成24年4月1日揭示済)

奈良市告示第195号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺三丁目10番21号株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	奈良市一般廃棄物処理手数料(し尿)

2 委託の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成24年4月1日揭示済)

奈良市告示第196号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成24年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川元庸

平成24年度奈良市一般廃棄物処理実施計画（案）

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の搬入量（推計）（単位：t）

燃やせるごみ	90,616
燃やせないごみ	7,221
大型ごみ	2,983
埋立ごみ	2,077

有害ごみ	5
ごみ搬入量	102,902
再生資源搬入量	6,609
ごみ・再生資源搬入量	109,511

(3) 資源化量（推計）（単位：t）

市が処理しない資源化量（集団資源回収、店頭回収等）	26,972
市が処理する資源化量（再生資源搬入、破碎後金属回収、剪定枝チップ化等）	9,449
計	36,421

(4) し尿・浄化槽汚泥発生量（単位：kl）

し尿	6,398kl
浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）	24,442kl
計	30,840kl

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ（台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等）	週2回収集（市・委託）	焼却処理（市）	埋立処分（市・委託）	ア ごみ減量に努め、ごみを排出する場合には資源循環等を考慮し、責任を持って適正に分別排出すること。 イ 燃やせるごみ・燃やせないごみ・再生資源等に適正に分別し、各別の容器（袋を含む）に収納して、決められた日時・場所を持ち出すこと。 ウ ごみが飛散、流出及び悪臭を発生させないようにするとともに、その容器（袋を含む）及び排出場所を清潔にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
燃やせないごみ（ガラス類・陶器類・金属類・プラスチック製品類等）	月1回収集（市・委託）	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	
大型ごみ（家具類・寝具類・電化製品等）	電話等申込みによる収集（市・委託）	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不燃物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	
有害ごみ（水銀体温計・蛍光管・乾電池等）	大型ごみの収集の際に収集（市・委託）	ドラム缶詰（市）	専門業者へ処分委託（委託）	エ ごみの排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、ごみの減量等の適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
プラスチック製容器包装	毎週水曜日収集（市・委託）	選別・梱包（委託）	指定法人へ処分委託（委託）	オ 家庭から排出される古紙類、布類、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ、飲料用紙パック、空き缶の資源化に努め、再使用可能な物は再使用すること。
ガラスびん	おおむね月1回収集（市・委託）	選別・保管（委託）	資源回収業者・専門業者へ売却（委託）	カ 商品を選択する際には、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ペットボトル	おおむね月1回収集（市・委託）	選別・圧縮（委託）		
飲料用紙パック	公民館等を拠点に収集（委託）	選別・保管（市）		
空き缶		選別・圧縮（委託）		
発泡スチロール製食品トレイ	公民館等を拠点に収集（委託）	選別・保管（委託）	指定法人へ処分委託（委託）	

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物			
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼 (排出者・一般廃棄物収集運搬業許可業者)	焼却処理 破碎処理 再資源化処理 及び選別保管 (市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託(市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)
再生資源	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼 (排出者・一般廃棄物収集運搬業許可業者)	焼却処理 破碎処理 再資源化処理 及び選別保管 (市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託(市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)
剪定枝木	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼 (排出者・一般廃棄物収集運搬業許可業者)	焼却処理 破碎処理 再資源化処理 及び選別保管 (市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)	事業者自らの責任で行うものほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託(市・委託・一般廃棄物処分業許可業者)
(3) 動物の死体			
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申し出により収集(排出者・市)	焼却処理(市)	埋立処分(市)
(4) し尿及び浄化槽汚泥			
種類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
し尿	おおむね月1回収集(委託)	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理(市)	堆肥化(市) 埋立処分(委託)
浄化槽汚泥(デイスボーター汚泥含む)	浄化槽清掃業許可業者が浄化槽清掃の際に収集(一般廃棄物収集運搬許可業者)	月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法(山辺環境衛生組合)	浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

事業者の協力義務等

ア 事業者は、物の製造、加工、販売等の際に、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。

ウ 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。

エ 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。

オ 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。

カ 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合にはにおいても分別排出を基本とする契約をすること。

市民の協力義務等

自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。

市民・事業者の協力義務等

ア し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。

イ 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

- (5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定
 ア 紙くず
 イ 木くず（パレット及び建設業からの木くずを除く）
 ウ 繊維くず
 エ 下水道汚泥
- 3 一般廃棄物処理業の許可
 一般廃棄物処理業の許可については、「一般廃棄物処理業の許可指針」に基づくものとする。
- 4 処理計画
 (1) ごみ処理実施計画
 ア ごみの排出抑制・再資源化計画
 (ア) 啓発及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	環境フェスティバル	環境月間である6月に、市民、NPO等との協働で、ごみを含めた環境問題に対する市民意識の啓発となる市民参加型のイベントを開催する。
	ならクリーンフェスタ	3R推進月間である10月に、市民、NPO等との協働で、ごみ問題に対する市民意識の啓発となる市民参加型のイベントを開催する。
	ごみ減量・リサイクル推進啓発ポスターの募集	ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し、表彰する。
印刷媒体等による啓発	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ（英語版・中国語版・韓国語版も有り）を作成する。
	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。
リサイクル推	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者（OB）が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。

家庭から排出される一般廃棄物

進教育	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
再生資源回収	全市での再生資源分別収集	プラスチック製容器包装：週1回。 ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：おおむね月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。
その他	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化（チップ化）する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。
	もったいない運動	食べきり運動等の食品ロス削減運動、マイカップ、マイボトル、マイ箸等の持参運動の推進などによりごみの発生抑制の推進を展開する。
	環境にやさしい買い物キャンペーン	簡易包装を実践する店舗を拡大するようキャンペーンを実施する。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物 その他	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、ごみ搬入車の積載物の展開検査を定期的に行う。
	汚泥発酵肥料(畑楽)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑楽)を製造する。
	事業所3R講習会	大規模事業者に対し、3R意識を啓発する講習会を実施する。
	大規模事業所への指導	大規模事業所に対し、減量計画書を提出させ、廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。
	小規模事業所への指導	商工会議所等と連携し、経営者のごみ処理責任の自覚と分別排出の徹底を促す。

燃やせるごみ	40,692	5,296	35,715	8,913	90,616
燃やせないごみ	1,642	375	1,159	4,045	7,221
大型ごみ	2,672	311			2,983
埋立ごみ(不法投棄含む)	2,073		4		2,077
有害ごみ	4	1			5
プラスチック製容器包装	2,430	371			2,801
再生資源(プラスチック製容器包装を除く)	2,421	252		1,135	3,808
計	51,934	6,606	36,878	14,093	109,511

(イ) 市が処理しない資源化量 (単位 t)

区分	資源化量
生ごみ堆肥化容器及び処理機	773
集団資源回収	12,673
店頭回収	558
民間拠点回収(古紙・古布)	1,751
許可業者再資源化(草木類等)	2,400
その他事業所の自主的な再資源化	8,817
計	26,972

(ウ) 市が処理する資源化量 (単位 t)

区分	資源化量
再生資源搬入(プラスチック製容器包装を除く)	3,808
プラスチック製容器包装	2,801
有害ごみ(直接搬入含む)	36
破碎後金属(鉄・アルミ)回収	1,714
剪定枝チップ化	1,090
計	9,449

イ 収集・運搬計画 区域 奈良市全域(361,671人)

(ア) 収集運搬する廃棄物の量(推計)(単位: t)

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			

動物の死体(体)	1,700			100	1,800
----------	-------	--	--	-----	-------

(イ) 収集運搬の主体

区分	種類	市	委託業者	許可業者
家庭系	ごみ	○	○	
	資源	○	○	
事業系	ごみ			○
	資源			○

※許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

(ウ) 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

ウ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を中間処理する。

(ア) 直営・委託

a 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地
名称	奈良市環境清美工場
形式	全連続燃焼式

処理能力	480 t / 24H
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、破碎可燃ごみ及び動物の死体
処理量	燃やせるごみ 90,526 t
	破碎可燃ごみ 4,847 t
	合計 95,373 t
	動物の死体 1,800体
残渣量	11,826 t
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター

b 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地
名称	粗大ごみ処理施設
形式	横軸スイングハンマー
処理能力	100 t / 5 H
操業形態	直営
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ
処理量	10,204 t
残渣量	3,622 t
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター

c 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
名称	空き缶選別作業所
形式	機械選別及び圧縮
処理能力	9.2 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶

d ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所
形式	圧縮及び梱包

処理能力	3.5 t / 5 H
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	ペットボトル

e 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
名称	野村興産株式会社
処理方法	焙焼処理・水銀回収等
処理能力	60 t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等

f 草木(剪定・枝木)資源化施設

所在地	奈良市内
名称	草木(剪定・枝木)資源化施設
処理方法	チップ化等
処理能力	5 t / 日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)

g プラスチック製容器包装再商品化事業者施設

所在地	大阪府東大阪市水走4-9-8
名称	大東衛生株式会社
処理方法	マテリアルリサイクル
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装

h 発泡スチロール製食品トレイ(白色)再商品化事業者施設

所在地	広島県福山市箕沖町127-2
名称	株式会社エフピコ
処理方法	マテリアルリサイクル
処理する廃棄物の種類	発泡スチロール製食品トレイ(白色)

(イ) 許可業者

草木処理量	2,000 t
資源処理量	400 t
合計量	2,400 t

エ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

(ア) 奈良市最終処分場

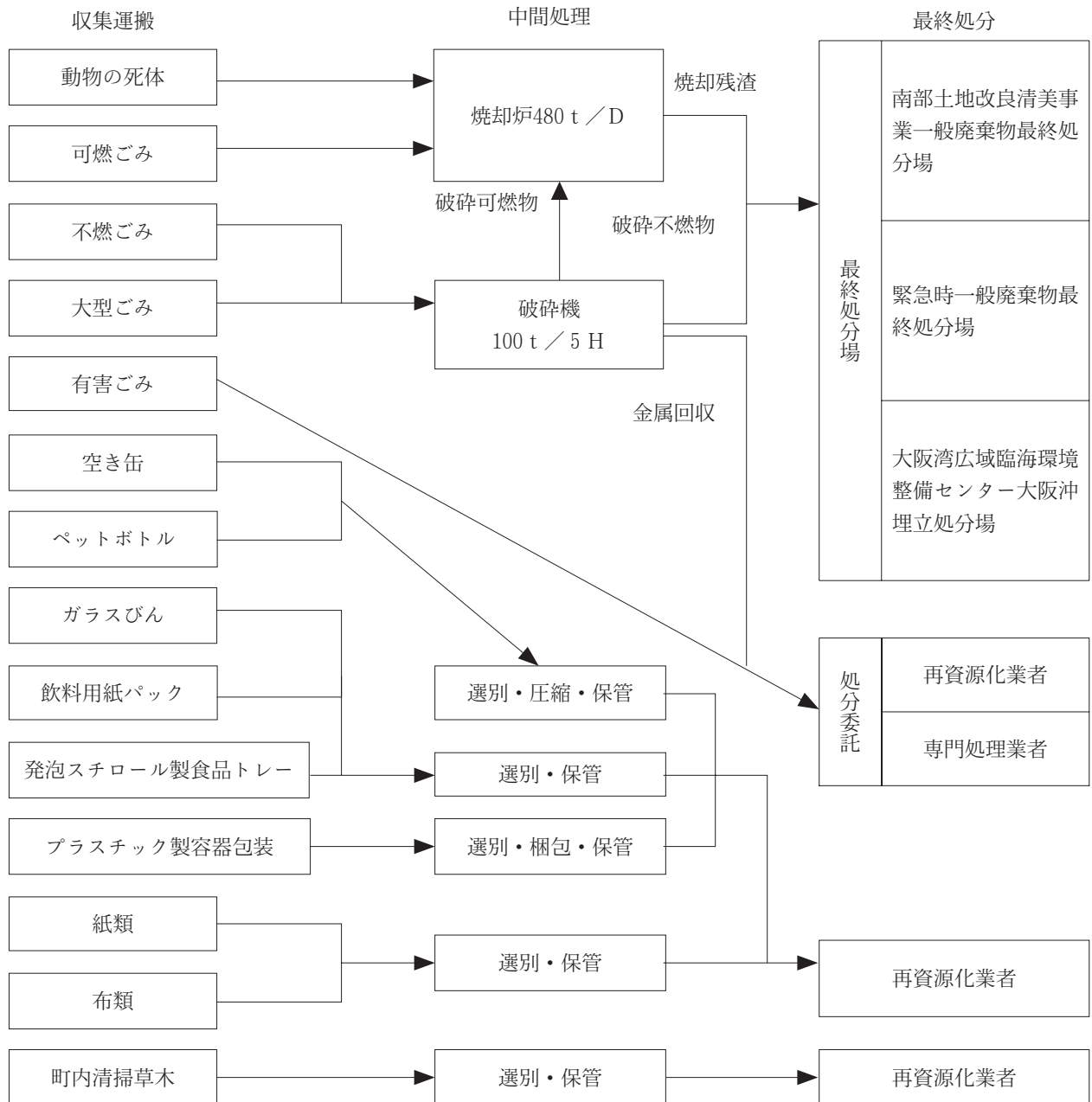
	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第2工区)	緊急時一般廃棄物最終処分場
所在地	奈良市米谷町1857番地 他	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷地面積	82,920㎡	46,611㎡
埋立面積	59,000㎡	27,400㎡
埋立容量	819,610㎥	264,403㎥
残余埋立容量	666,651㎥ (平成24年2月末現在)	

操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	13,922 t

(イ) 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

処分場面積	95ha
埋立容量	13,975千㎥
埋立対象	ばいじん・焼却灰・不燃物
処分量	5,300 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入

オ ごみ処理体系



カ その他
市が収集しない一般廃棄物

区分	品目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物(薬品類、農薬、劇薬等) (イ) 危険性のある物(消火器、バッテリー等) (ウ) 引火性のある物(ガソリン、灯油、プロパンガス等) (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池、鉛蓄電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物(家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物) (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物(農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール、スプリング入りマットレス等)	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気洗濯機 衣類乾燥機 エアコンディショナー	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引取り場所へ搬入するか、家電引取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥(汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう)処理実施計画

ア 収集運搬計画(推計)

(ア) し尿

おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り戸数 2,744戸
汲み取り人口 7,060人
計画収集量 6,398kl

(イ) 浄化槽汚泥(ディスポーザー汚泥含む)

排出者の申込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数 23,001基

浄化槽人口 57,033人

計画収集量 24,442kl

イ 中間処理計画(処理量、残渣量及び堆肥化量は推計)

(ア) 奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化(焼却)
処理能力	90kl/日 生ごみ3.4t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥及び生ごみ
処理量	し尿 5,508kl
	浄化槽汚泥(ディスポーザー汚泥含む) 20,692kl
	合計 26,200kl
	生ごみ 71t
残渣量	150t
堆肥化量	200t
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター

(イ) 山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地
処理方法	高濃度二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	20kl/日
操業形態	一部事務組合
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥
処理量	し尿 890kl
	浄化槽汚泥(ディスポーザー汚泥含む) 3,750kl
	合計 4,640kl
堆肥化量	汚泥炭化肥料 18t(山添村分含む)

ウ 最終処分計画（処分量は推計）

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

処分場面積	95ha
埋立容量	13,975千m ³
埋立対象	焼却灰
処分量	150 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

エ 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を奈良市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成24年4月1日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市高畑町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 久保 益一	狂犬病予防注射済票 交付手数料

2 委託の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成24年4月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成24年4月1日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア

代表取締役社長 盛田 宏
東京都中央区日本橋一丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社

代表取締役 藤田 秀一
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社サークルKサンクス

代表取締役社長 中村 元彦
神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ

代表取締役社長 中居 勝利
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート

代表取締役社長 丸谷 智保
東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 佐藤 卓
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 真司
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 阿部 信行
東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

代表取締役社長 C E O 新浪 剛史

委 託 期 間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(平成24年4月1日揭示済)